

平成24年10月5日
廃棄物減量等推進審議会

秋田市一般廃棄物処理基本計画について

1 法的位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村に対して策定が義務づけられている。

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、10年から15年とし、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しをすることとなっている。

また、一般廃棄物処理実施計画は、基本計画に基づき年度ごとに策定することとなっている。

なお、一般廃棄物処理基本計画で定める事項は、次のとおりである。

- (1) 一般廃棄物の発生量および処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 経緯

現在の秋田市一般廃棄物処理基本計画（平成19年2月策定）は、平成11年度を基準として12年度に策定した基本計画の見直しをしたものであり、主な変更内容としては、河辺・雄和町との合併による目標値の修正やPDCAサイクルによるマネジメントシステムの導入、また、第11次秋田市総合計画の策定や環境基本計画の改定との整合性を図り、計画期間を19年度から27年度までに改めている。

平成23年3月の見直しでは、22年度の減量目標の達成が見込めないことから、減量目標年度を2年間延長し、24年度を早期達成目標年度とした。

3 参 考

(1) 一般廃棄物処理基本計画の策定および見直しの状況

平成12年度 第9次秋田市総合計画との整合性を図り、平成13年度から22年度までの10年間を計画期間として策定。

また、11年度を基準年度とした数値目標を次のとおり定めた。

ア ごみ減量目標

- ・市民一人1日あたりの家庭ごみ（資源ごみ除く）排出量
618gから10%以上削減
- ・事業系ごみ（資源ごみを除く）排出量49,138tから
15%以上削減

イ リサイクル率の目標

23%から38%に引上げ

ウ 最終処分量の減量目標

20,798tから90%以上削減

平成18年度 国の循環型社会形成推進基本計画および廃棄物処理法基本方針の最終目標年度である平成22年度を中間目標年度とし、計画期間を第11次秋田市総合計画および秋田市環境基本計画との整合を図るため、19年度から27年度までの9年間に見直しした。

数値目標については、中間目標年度である22年度までとした。

各施策の総点検を行うとともに、各施策をアクションプランとして位置づけた。

平成22年度 中間目標年度（減量目標達成年度）を2年延長し、平成24年度までとした。

24年度以降については、減量目標達成状況や国・県の排出状況を踏まえ、最終年度である27年度までにごみ減量の目標値を定めることとした。

(2) 国・県の目標値

ア 国（環境省）

平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、15年3月に同法に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定。

平成20年3月に、第2次循環型社会形成推進基本計画が策定され、27年までの国民一人1日あたりの家庭ごみ（資源ごみを除く）排出量を12年度から20%削減とする目標値（523g）を設定。

イ 県（秋田県）

平成19年3月に、「低炭素社会」「自然共生社会」の構築に向けた循環資源の性質と地域特性に応じた最適な規模の循環を形成する考えに基づいた「地域循環圏」の構築を進めるため、第1次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定。

平成23年6月に、第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画が策定され、27年までの一人1日あたりの家庭ごみ（資源ごみを含む）排出量を600gとする目標値を設定。